

定額減税に際して家族従業者への配慮を求める意見書

令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、令和6年6月より所得税、住民税の定額減税が行われます。

定額減税の対象は納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族となっていますが、「同一生計配偶者」と「扶養親族」については所得税法第2条の定義によっています。このため、事業専従者となっている家族従事者はこれらの対象から外れることとなります。定額の所得控除のみが認められる白色事業専従者、および給与支払いが年間103万円に満たない青色事業専従者は、納税者と生計を一にしているにもかかわらず、納税者とも被扶養者とも扱われず、定額減税の恩恵を受けることができません。

これは他の形で働いている「同一生計配偶者」「扶養親族」との間で均衡を欠くものであり、不公平を生じるものとなっています。

国におかれては、定額減税に際して家族従業者に配慮し、以下の施策を実施することを求めます。

記

1. 白色事業専従者および年間給与103万円以下の青色事業専従者について、定額減税の対象に加えるか、同額の給付金を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月20日

大和高田市議会